

「リベンジポルノ防止法」施行にも対応!

「プロバイダ責任制限法」最新解説書!

改訂増補第2版

プロバイダ責任制限法

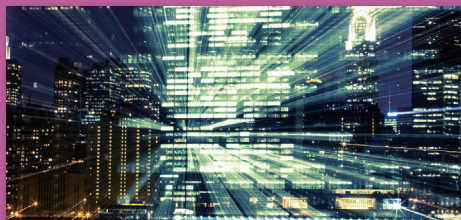
総務省総合通信基盤局消費者行政第二課 [著] A5判 / 556頁 定価: 本体3,600円+税



改訂増補第2版

プロバイダ責任制限法

総務省総合通信基盤局消費者行政第二課 著

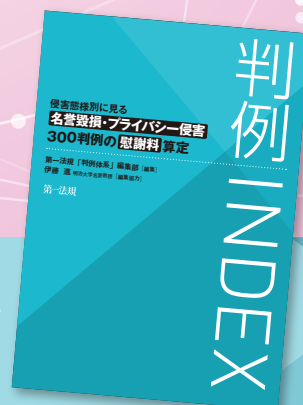


リベンジポルノ防止法の制定、
最新の省令改正・ガイドライン改訂に対応!

多様化する権利侵害情報への対応に
必要不可欠な基礎情報を収録した最新版

本書の特色

- 総務省名義による「プロバイダ責任制限法」の逐条解説!
- 「リベンジポルノ防止法」の制定、最新の省令改正、ガイドライン改訂に対応!
- 多様化する権利侵害情報への対応に必要不可欠な基礎情報を収録した最新版!



第一法規「判例体系」編集部 [編] 伊藤 進 [編集協力]

判例INDEX 侵害態様別に見る **名誉毀損・プライバシー侵害**
300判例の **慰謝料** 算定 も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

権利侵害情報への対応に 必要不可欠な基礎情報を収録!

目次

第1 立案の経緯・背景

1 立法当時の状況

- (1)立案の背景
- (2)立案の経緯
- (3)法律の公布・施行
- (4)本法律の規定を具体化するガイドラインの策定

2 立法以後の検証

- (1)平成17年における検証
- (2)平成21年における検証
- (3)平成23年における検証及び省令改正
- (4)平成25年における法改正
- (5)平成26年における私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の成立
- (6)平成27年における省令改正
- (7)平成28年における省令改正

第2 逐条解説

1 第1条(趣旨)

2 第2条(定義)

3 第3条(損害賠償責任の制限)

4 第3条の2(公職の候補者等に係る特例)

(参考) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第4条

5 第4条(発信者情報の開示請求等)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令(平成14年総務省令第57号)

6 附則

(参考) 渉外的法律関係における本法律の適用及び裁判管轄

第3 ガイドライン

1 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

2 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手引き

3 プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン

4 プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン

5 プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン

第4 参考資料

1 条文

- (1)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)
- (2)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の施行期日を定める政令(平成十四年政令第百七十八号)
- (3)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令(平成十四年総務省令第五十七号)

2 国会審議における附帯決議

3 インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

4 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

5 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

(参考) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第4条

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例)

第4条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第3条第2項及び第3条の2第1号の場合のほか、特定電気通信役務提供者(同法第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ。)は、特定電気通信(同条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下この条において同じ。)による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(同条第4号に規定する発信者をいう。以下この条において同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信による情報であって、私事性的画像記録に係るものの流通によって自己の名誉又は私生活の平穩(以下この号において「名誉等」という。)を侵害されたとする者(撮影対象者(当該撮影対象者が死亡している場合にあっては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹)に限

解説

1 柱書

(1) 概要

私事性的画像記録がインターネットを通じて流通すると、興味本位で拡散しやすく、被害者が受ける損害は重大かつ回復困難であり削除の緊急性が高いという実態に鑑み、本条は、その削除を一層促す観点から、特定電気通信役務提供者が私事性的画像記録に係る情報の送信を防止したことに関して、当該情報の発信者との関係で損害賠償責任(作為責任)が生じない場合を追加して規定するものである。

本条の規定により、特定電気通信役務提供者は、本法律第3条第2項及び第3条の2の場合に加えて、一定の要件に該当する場合は、発信者との関係で責任を負わないことが明確となるため、撮影対象者(当該撮影対象者が死亡している場合には、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹)の名誉又は私生活の平穩(以下「名誉等」という。)を侵害する私事性的画像記録に係る情報の送信を防止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応をとるよう促されることが期待される。

(2) 用語の説明等

- ① 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第3条第2項及び第3条の2第1号の場合のほか」

本条は、本法律第3条第2項及び第3条の2に加えて、特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じたことにつき当該情報の発信

1 菅川浩之「リベンジボルト対策—私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」時の法令1974号25頁

最新の省令改正・ガイドライン改訂をこの一冊で!

お試し読み・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 プロバイダ責任制限法

検索

CLICK!